二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げるものに限る。以下この号及びこの表市町村の項第八号において同じ。）数の合計数とする。以下この表において同じ。

3　前年度私立保育所等費用額は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された費用の額（子ども・子育て支援法第二十七条第三項第一号及び第二十八条第二項第二号に規定する費用の額の合算額をいう。）のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

4　前年度私立保育所等利用者負担額は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令第四条から第六条までに定める利用者負担額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

5　前年度私立保育所等在籍人員数は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数とする。以下この表において同じ。

6　児童数（３歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「令和元年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（令和二年二月二十一日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

［７～29　略］

30　児童扶養手当支給者数は、平成三十年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ

3　前年度私立保育所等費用額は、前年度の十月分として全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された公定価格基準に基づき算出された費用の額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

4　前年度私立保育所等利用者負担額は、前年度の十月分として全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された子ども・子育て支援法施行令第四条から第七条までに定める利用者負担額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

5　前年度私立保育所等在籍人員数は、前年度の十月分として全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数とする。以下この表において同じ。

6　児童数（３歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「平成三十年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（平成三十一年二月二十八日付内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

［７～29　同上］

30　児童扶養手当支給者数は、平成二十九年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ